

医療情報取得加算について

当院はオンライン資格確認システムを導入し、マイナンバーカードによる保険証（マイナ保険証）の利用が可能です。国が定めた診療報酬算定要件に従い、2024年12月よりマイナ保険証利用有無に関わらず、初診料または再診料に加えて以下のとおり「医療情報取得加算」が変更となります。

【医療情報取得加算】

- ・初診（月に1回）：1点
- ・再診（3ヶ月に1回）：1点

当院はオンライン資格確認を行い、診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証のご利用にご理解とご協力をお願いいたします。

クローバーホスピタル

令和6年12月